

2023年3月1日から

特定医療費（指定難病）医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

2023年3月1日以降、高知県が発行する医療受給者証には「個別の指定医療機関の名称」ではなく、「**「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき都道府県等が指定する医療機関（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション）**」で使用することができます。」と記載します。

そのため、新たに利用する指定医療機関（※1）として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります（※2）。

- （※1）受診を希望する医療機関が「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき都道府県等が指定する医療機関」であるかどうかは、各都道府県・指定都市・中核市のHPにおいてご確認ください。
- （※2）更新時より前に、医療受給者証に記載されている指定医療機関の名称を包括的な記載に変更を希望する場合は、下記連絡先までご連絡ください。

2023年2月28日まで

医療 受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	〇区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	〇区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	〇区□□3-1

駅前新しくできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…

2023年3月1日から

「**「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき都道府県等が指定する医療機関（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション）**」で使用することができます。」

追加の手続きをしなくても利用できる！

《現在お持ちの医療受給者証について》

現在お持ちの医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されていますが、2023年3月1日以降も**特段の手続きを行うことなく利用できます**ので、次回更新時までそのままご使用ください。

<お問い合わせ先>

高知県健康政策部健康対策課 難病担当
電話 088-823-9678